# 飯豊町の給与・定員管理等について

# 1 総括

## (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
$\triangleright$	分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
		(31年1月1日)	A		В	B/A	28年度の人件費率
2	9年度	人	千円	千円	千円	%	%
		7,153	6,427,126	245,999	919,814	14.3	14.3

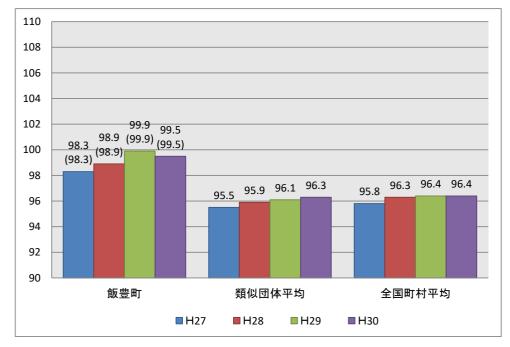
## (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

	1771,2	1/1P 4 21 1	VIVE IN		, ,	
×	分	職員数	給		与	費
		A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
2	9年度	人	千円	千円	千円	千円
		103	381,694	57,569	153,655	592,918

一人当たり	(参考)類似団体平均			
給与費B/A	一人当たり給与費			
千円	千円			
5,756	5,523			

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短期時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

# (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、

地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## (4) 給与改定の状況

#### ①月例給

			人事委員	会の勧告			(
区 分		民間給与	公務員給与	較差	勧 告	給与改定率	
		А	В	A—B	(改定率)		
30年	由	円	円	— 円	%	%	
304-	没		_	( – %)	_	_	

(参考)									
玉	$\mathcal{O}$	改	定	率					
				%					
70									
		0.16	,						

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した 平均給与月額である。

#### ②特別給(期末・勤勉手当)

		人事委員会の勧告									
区 分	民間の支給		公務員の		較差		勧 告	年間支給月数			
	割合	А	支給月数	В	А—В		(改定月数)				
29年度		月		月		月	月	月			
23千段							_				



(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び 勤勉手当の年間支給月数である。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

## ①給料表の見直し

「 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

## (給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表については、国、県の勧告を踏まえ、若年層で引上げ、高齢層では引下げとする。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

#### ②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準(特別区) 20%に対し、飯豊町においても20%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし平成27年4月1日時点は1%、 給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日時点は3%を支給。

#### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (30年4月1日現在)

## ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
飯豊町	42.4 歳	321,995 円	366,817 円	345,471 円	
山形県	44.2 歳	340,900 円	424,600 円	368,000 円	
玉	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円	
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円	

#### ②技能労務職

		公 務 員							民 間			参考		
区分	平均年的	舲	職員	数	平均給料月	額	平均給与月 ( A )	額	平均給与月 (国比較べ-		対応する民 間の類似職 種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
飯豊町	*	歳	*	人	*	円	*	円	*	円	_		_	_
うち保育所等調理師	*	歳	*	人	*	円	*	円	*	円	調理師	41.9 歳	228,100 円	_
うち学校技術員	*	歳	*	人	*	円	*	円	*	円	用務員	55.6 歳	207,200 円	_
山形県	49.8	歳	495	人	336,500	円	377,100	円	356,000	円	_		_	_
玉	50.7	歳	2,553	人	286,817	円	_		328,637	円	_	_	_	_
類似団体	50.4	歳	5	人	271,357	円	296,849	円	282,780	円	_	_	_	_

			参	考		
区分		年収·	ベース(記	t算値)σ	比較	
区 刀	公 務 員		民 間		C / D	
	(C)		( [	))	C / D	
飯豊町	_		_		_	
うち保育所等調理師	*	円	*	円	*	
うち学校技術員	*	円	*	円	*	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 (平成27~29年の3ヵ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては 前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
飯豊町	47.3 歳	331,563 円	373,551 円
山形県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	40.2 歳	290,722 円	321,524 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (30年4月1日現在)

区	分	飯豊町	山形県	玉	
一般行政職	大 学 卒	182,100 円	182,100 円	179,200 円	
	高 校 卒	149,300 円	149,300 円	147,100 円	
技能労務職	高 校 卒	147,800 円	144,700 円		
	中学卒	128,900 円	131,700 円		

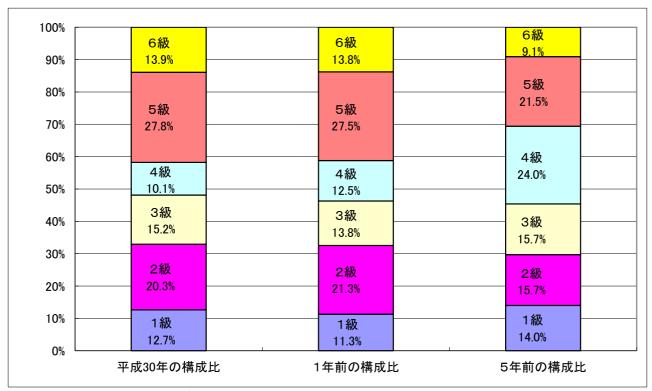
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (30年4月1日現在)

101 1000	125-00 t 1 20 t/	22 1 TT 72 1 1 2 1 1 1 1	74 HX 12 V 10 U   1 2	/ 1 T	
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,500 円	356,100 円	389,900 円	404,100 円
	高 校 卒	258,400 円	303,700 円	367,200 円	393,500 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	一 円
教 育 職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況 (1) 一般行政職の級別職員数の状況(30年4月1日現在)

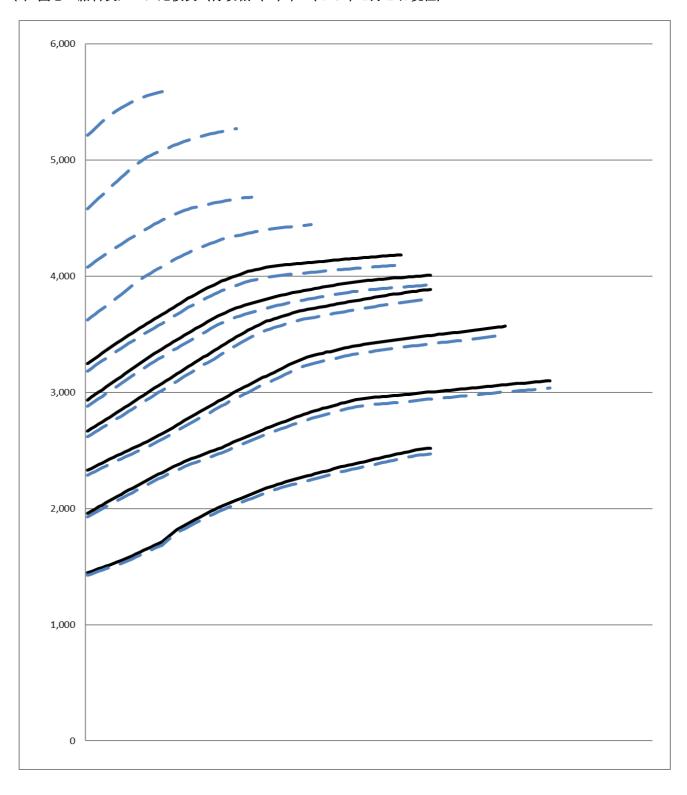
( <u>1)                                     </u>	17 一般打攻戦學被別職員数學状況(30年4月1日先生)											
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額						
6	級	課長	人	%	円	円						
0	极	珠文	11	13.9	325,200	418,600						
5	級	室長	人	% 円 円		円						
J NX	NYX	主义	22	27.8	294,000	401,100						
4	級	主査	人	%	円	円						
4	/19/X	工具	8	10.1	267,500	388,900						
3	級	主任	人	%	円	円						
J	NYX	土任	12	15.2	233,900	357,200						
2	級	主事、技師	人	%	円	円						
	NYX	土事、汉即	16	20.3	197,100	310,300						
1	級	主事、技師、主事補、技師補	人	%	円	円						
1	ЛУX	工事、以即、工事補、以即補	10	12.7	146,200	252,300						

- (注) 1 飯豊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

# (2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (30年4月1日現在)



# (3) 昇給への人事評価の活用状況 (飯豊町)

平	成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理	職員	一般職員		
イ.	. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
	上位、標準、下位の区分					
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
口.	. 人事評価を活用していない	(		0		
	活用予定時期	未	:定	未定		

# 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当・勤勉手当

飯豊	町	山 形	· 県	国				
1人当たり平均支給額(	(29年度)	1人当たり平均支給額	(29年度)	_				
	1,492 千円		1,707 千円					
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)		29年度支給割合)				
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当勤勉手当				
2.60 月分	1.70 月分	2.55 月分	1.75 月分	2.60 月分 1.80 月分				
( 1.45 )月分	( 0.80 )月分	( 1.40 )月分	( 0.85 )月分	( 1.45 )月分 ( 0.85 )月分				
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)				
職務の級等による加算措	#置	職制上の段階、職務の組	制上の段階、職務の級等による加算措置 職制上の段階、職務の級等による加算者					
・ 職務上の等級によ	る加算 5~15%	・ 役職加算 5~20%	役職加算 5~20% ・ 役職加算 5~20%					
		<ul><li>管理職加算 15~</li></ul>	25%	・ 管理職加算 10~25%				

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(飯豊町)

	平成30年度中における運用	管理	職員	一般職員							
イ.	人事評価を活用している										
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率						
	上位、標準、下位の成績率										
	上位、標準の成績率										
	標準、下位の成績率										
	標準の成績率のみ(一律)										
口.	人事評価を活用していない	(		Ó							
	活用予定時期	未	定	未定							

# (2) 退職手当(30年4月1日現在)

	飯 豊 町			玉				
(支給率)	自己都合	応募認定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分			
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置	<u>.</u>		その他の加算措置					
定年前早期	退職特例措置(2~	-45%加算)	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)					
1人当たり平均支給額	額 7,241 千円	21,064 千円						

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

# (3) 地域手当

# (30年4月1日現在)

支給実		-	千円							
支給職員1人当たり		-	円							
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(	支給率)					
東京都特別区	東京都特別区 20.0 %		人	20.0	%					

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決	算)		- 千円								
支給職員1人当たり平	Z均支給年額(29年度)	央算)		- 円							
職員全体に占める手	当支給職員の割合(29	9年度)	0.0 %								
手当の種類(手当数)			-	_							
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 左記職員に対する支給単								
_	_	_	_	-							

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	30,964 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	244 千円
支給実績(29年度決算)	27,146 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	264 千円

# (6) その他の手当(30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 月額10,000円 扶養親族(子) 月額8,000円 上記以外の扶養親族 月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで 月額5,000円加算 ※ただし、職員に配偶者がない場合、扶養親族(子)10,000円、 子以外の扶養親族9,000円(いずれも一人まで)	同じ	_	9,180 千円	235,385 円
住居手当	借家居住者で月額12,000円以上の家賃を 払っている者 限度額27,000円	同じ	_	2,213 千円	245,889 円
通勤手当	交通機関等利用 運賃相当額 限度額 55,000円、自動車等使用 片道2km以上の 自動車等を使用して通勤する職員に支給 限度額37,200円	異なる	自動車等使用に ついては、山形 県の支給区分に 準じて支給	6,517 千円	71,615 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、世帯主で扶養 親族のある職員 17,800円、その他の世帯 主である職員 10,200円、その他の職員 7,360円	同じ	_	6,574 千円	63,212 円
管理職手当	職名に応じて45,700円から50,000円の範囲で支給(管理職手当は課長職に支給されます)	異なる	(国)職名に応じ て特別調整額と して支給	5,939 千円	539,909 円
単身赴任手当	配偶者と別居し単身で生活することを常況 とする職員に支給 基礎額(30,000円)+距 離区分に応じた加算額 限度額70,000円	同じ	_	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

<i>)</i> 1	特別職の報酬等の状況(30キャカーロ現在)										
	区	分	•	給料		月	額	4	等		
給						(参考)類似団体に	こおける最	最高/最低額	Į		
	町		長	810,000	円	870,000	円/	345,000	円		
	副	町	長	610,000	円	653,000	円/	360,000	円		
料											
報	議		長	310,000	円	365,000	円/	200,000	円		
酬	副	議	長	250,000	円	316,000	円/	168,000	円		
Η/II	議		員	230,000	円	301,000	円/	143,000	円		
期	町		長	(29年度支給割合)							
末	副	町	長	3.25		月分					
手	議		長	(29年度支給割合)							
当	副	議	長	3.25		月分					
	議		員								
寒冷				(29年度支給額)							
地 手	町		長	51,000		円					
当	副	町	長	89,000		円					
退				(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時	期)		
職	町		長	81万円×在職月数×0.56		2,204万円		:期毎又はi			
手	副	町	長	61万円×在職月数×0.33	1	969万円	任	:期毎又はi	<b></b> 退職時		
当	備		考		•			•	•		

# 6 職員数の状況

# (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

_						(各年4月1日現在)
- I		_ 区 分	職		対前年	主 な 増 減 理 由
部「	"		平成29年	平成30年	増減数	<u> </u>
		議会	2	2	0	
		総務企画	22	21	-1	
		税務	8	8	0	
	— ங்лு	民生	25	25	0	
चेटि	般行	衛生	4	4	0	
普通会計部門	政	農林	11	11	0	
	部品	商工	6	6	0	
	門	土木	7	6	-1	
		計	85	83	-2	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 116.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.40 人)
		教育部門	20	20	0	
		小 計	105	103	-2	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 144.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 129.23 人)
		病院	1	1	0	
		水道	3	3	0	
公		下水道	3	3	0	
公営企会	玉	民健康保険	6	6	0	
業計		介護保険	3	3	0	
等部	後	後期高齢者	1	1	0	
門	老	人保健施設	8	9	1	
		小 計	25	26	1	
	合	計	130 [ 155 ]	129 [ 155 ]	-1 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 180.34 人

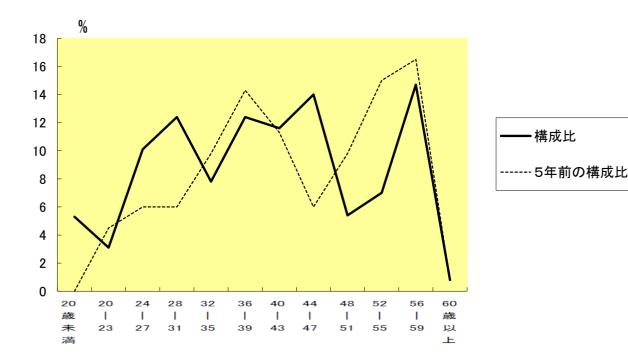
<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

 <sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額である。

 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における

退職手当の見込額である。

# (2)年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		}	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
rsh □ */-	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	1	4	13	16	10	16	15	18	7	9	19	1	129

# (3)職員数の推移

(単位:人・%)

分部門	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	87	87	85	85	85	83	<b>▲</b> 4 ( <b>▲</b> 5 %)
教育	21	20	20	21	20	20	<b>▲</b> 1 ( <b>▲</b> 4.8 %)
警察	_	_	_	_	_	_	_
消防	_	_	_	_	_	_	_
普通会計計	108	107	105	106	105	103	<b>▲</b> 5 ( <b>▲</b> 4.6 %)
公営企業等会計計	25	26	25	24	25	26	1 ( 4.0 %)
総合計	133	133	130	130	130	129	<b>▲</b> 4 ( <b>▲</b> 3.0 %)

<sup>(</sup>注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

<sup>2</sup> 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

# 7 公営企業職員の状況

## (1) 水道事業

## ① 職員給与費の状況

## ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	28年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
29年度	千円	千円	千円	%	%
	187,889	37,749	18,734	10.0	11.0

## (注)資本勘定支弁職員に該当する職員はいない。

区 分	職員数	給		与	費	一人当たり		
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費	B/A	
29年度	人	千円	千円	千円	千円		千円	
	3	9,977	2,574	2,475	15,026	5,009		

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 5,523

## イ 特記事項

## ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年	齢	基本給		平均月収額	
飯豊町	33.0	歳	277,138	円	417,388	円
団体平均	44.2	歳	341,066	円	511,425	円
事業者	_	歳				円

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ③ 職員の手当の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

飯 豊	町		飯 豊 町 (一般行政職)		
1人当たり平均支給額(29年度)			1人当たり平均支給額(29年度)		
	825	千円	1,492 千円		
(29年度支給割合)			(29年度支給割合)		
期末手当	勤勉手	当	期末手当勤勉手当		
2.60 月分	1.70	月分	2.60 月分 1.70 月分		
( 1.45 )月分	€ ( 0.80	)月分	( 1.45 )月分 ( 0.80 )月分		
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職務の級等による加算措置	<u>.</u>		職務の級等による加算措置		
・ 職務上の等級による加	算 5~15%		・ 職務上の等級による加算 5~15%		

<sup>(</sup>注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

## イ 退職手当(30年4月1日現在)

和 超級子首(30年4月1日9年)									
飯豊町					飯 豊 町 (一般行政職)				
(支給率)	自己都包	<u>^</u>	応募認定	定•定年	(支給率)	自己都合	応募認定•定年		
勤続20年	19.6695	月分	24.58688	月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分		
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置					その他の加算措	置			
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)				定年前早期	閉退職特例措置(2∼	~20%加算)			
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額 一 千円 一 千円					<b>台額</b> 一 千円 2	1,064 千円		

<sup>(</sup>注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度及び28年度に退職した職員に支給された平均額である。

## ウ 地域手当

## (30年4月1日現在)

(00   1/11   1/20	<u>-</u> /				
支給実施	漬(29年度決算)		_	千円	
支給職員1人当たり	平均支給年額(29		_	円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	一般行政職の制力	度(支給率)
_	- %	_	人	_	%

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

<sup>2</sup> 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

# 工 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決	·算)		_	千円	
支給職員1人当たり平	区均支給年額(29年度決算)		_	円	
職員全体に占める手当	省支給職員の割合(29年度)		_	%	
手当の種類 (手当数)				_	
手当の名称	主な支給対象職員	È	こな支給対象業務	左記職員に対する	る支給単価
_	_		_	_	

## 才 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	1,083 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	361 千円
支給実績(29年度決算)	826 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	275 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
  - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決済)」と同じ年度の4月1日現在の 総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## カ その他の手当(30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 月額10,000円 扶養親族(子) 月額8,000円 上記以外の扶養親族 月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで 月額5,000円加算 ※ただし、職員に配偶者がない場合、扶養親族(子)10,000円、 子以外の扶養親族9,000円(いずれも一人まで)	同じ	1	455 千円	227,795 円
住居手当	借家居住者で月額12,000円以上の家賃を 払っている者 限度額27,000円	同じ	_	222 千円	222,000 円
通勤手当	交通機関等利用 運賃相当額 限度額 55,000円、自動車等使用 片道2km以上の 自動車等を使用して通勤する職員に支給 限度額37,200円	同じ		158 千円	52,800 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間、世帯主で扶養 親族のある職員 17,800円、その他の世帯 主である職員 10,200円、その他の職員 7,360円	同じ		184 千円	61,466 円
管理職手当	職名に応じて45,700円から50,000円の範囲 で支給(管理職手当は課長職に支給されま す)	同じ	_	0 千円	0 円
単身赴任手当	配偶者と別居し単身で生活することを常況 とする職員に支給 基礎額(30,000円)+距 離区分に応じた加算額 限度額70,000円	同じ	_	一 千円	— 円